

安全・安心 かわら版



第3号 2019. 12 荒川区
 編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
 〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3
 荒川区役所分庁舎 2階
 TEL : 03-3802-4652 登録(01)0006号

電話をしながらATMを操作している人を見た!? それ、還付金詐欺の被害者ですよ!

被害が発生している大手都市銀行ATM



～実際にあった還付金詐欺電話～

区役所健康保険課です。医療費の還付金があり、緑色の封筒を送ったのですが…

え? そんな封筒届いていないわ。

手続きがされておらず、心配になり、電話をしました。本日までなら駅前のATMで受取り手続きができます。

助かったわ～じゃあこれからATMに行くわね。

ATMに着きましたよ。

私の言う通りにATMを操作してください。

わかりました…499999を押して…確定ボタンを押しました。

よかったですね。(ククク…49万9,999円騙し取りました!)

区内の還付金詐欺被害状況
13件 約2,070万円
 (令和元年10月末現在)

あなたの勇気が、被害者を救います!

高齢者に、「医療費が戻る」とウソの電話をかけ、駅周辺にある大手銀行ATMに誘導、貯金をだまし取る詐欺が増加しています。
 携帯電話を使用しながら、ATMを操作している方を見かけたら、詐欺の被害者です!
勇気を出して声をかけ、すぐに110番通報をお願いします!



パネルやポスターが設置されているATMは、特に注意してください!

還付金詐欺を含む特殊詐欺対策に効果絶大!!

自動通話録音機 [申込み専用ダイヤル] ☎ 03 (3891) 8883

区内在住で65歳以上の方が居住する世帯が対象

無料貸与

あらかわ
 51-386
 電話
 案内は 荒川区民生活部生活安全課
 TEL ☎ 03-3802-4652

聞く もどる 消す
 止める 前を聞く 2秒間止

歩道でスピード出しちゃダメー!



生活安全課 交通安全係 ☎ 03(3802)3067

自転車で歩道を通行できる場合

歩道に「自転車通行可」の標識がある場合



運転者が13歳未満、もしくは70歳以上の場合

身体の不自由な人が運転する場合

安全のためにやむを得ない場合



自転車で歩道を通行するときは車道寄りをゆっくりと通行しましょう

歩行者の妨げになる時は、一時停止するか、自転車を降り、自転車を押して通行しましょう

自転車同士がすれ違う場合は、お互いに左側によけてすれ違いましょう

ベルを鳴らして道をあけさせること、スピードを出して通行することは禁止です



歩道で自転車が事故を起こすと、**重い責任が科せられる事が多いんだよ!**



こんな事例があったよ

【事例1】小学生が、自転車で走行中、歩行者に衝突してしまい、歩行者は**意識不明の重傷**を負ってしまったんだ。保護者に対し、**約9,500万円の賠償金**が命じられたんだよ!

【事例2】イヤホン、片手に飲み物、片手でスマートフォンを操作しながら電動アシスト付自転車に乗っていた大学生が、歩行者に衝突して**死亡**させてしまったんだ。**禁錮2年、執行猶予4年**が言い渡されたんだよ!



歩道を通行する場合は歩行者に十分注意を!